

2020年1月9日 全6頁

欧州銀、サステナブル・ファイナンス規制の タイムライン

【EBA】リスクウェイト調整の是非、EUタクソミーの運用待ちか

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2019年12月6日、EUの銀行監督当局であるEBAは、“EBA ACTION PLAN ON SUSTAINABLE FINANCE”（EBAアクションプラン）を公表している。
- EBAアクションプランの目的は、サステナブル・ファイナンスについてEBAに課せられたマンドート（EBAマンドート）に基づく政策メッセージを示すことにある。
- EBAアクションプランは、そのタイムラインや政策メッセージを明確にしたことにより、欧州の銀行がそのビジネスモデルをより「グリーンな」方向にシフトさせるというトレンドを促進する可能性がある。
- なお、EBAマンドートには、欧州の銀行がもっとも懸念しているであろう、リスクウェイト調整の是非の検証（第一の柱）が含まれている。
- この点について、欧州の銀行業界としては、EUタクソミーの運用をみて、その内容を予測することとなろう。
- こうした一連のサステナブル・ファイナンス規制の動向は、EU域内に拠点のある日本の大手行や、欧州の銀行からの出資や貸付・保証を受けている日本の企業が、直接・間接の影響を受けうるものといえる。日本の銀行業界全体としても、バーゼル合意への反映の動きが出てこないかに関して、注視する必要がある。

1. はじめに

2019年12月6日、欧州連合（European Union: EU）の銀行監督当局である欧州銀行監督機構（European Banking Authority: EBA）は、“EBA ACTION PLAN ON SUSTAINABLE FINANCE”（以下、「EBAアクションプラン」）を公表している。

EBAアクションプランの目的は、サステナブル・ファイナンスについてEBAに課せられたマン

データ（以下、「EBA マンデート」）に基づく政策メッセージを示すことにある。

EBA は、段階的なアプローチを採っており、最初のフェーズでは、ESG (Environmental, Social, and Governance) のうち“E”、とりわけ気候変動を重点的に分析することとしている。

本稿では、EBA アクションプランの内容を簡潔に紹介することとしたい¹。

2. EBA マンデート：概要

ここでは、EBA の政策メッセージの前提として、図表 1 及び (1) から (4) にて、EBA マンデートを概観する。

図表 1 EBA マンデートの概要

区分	項目
① EC アクションプラン	<ul style="list-style-type: none"> ■ TEG へのアドバイス <ul style="list-style-type: none"> ✓ EU タクソノミー ✓ グリーンボンド基準 ✓ 気候変動ディスクロージャー・ガイドライン ✓ 気候変動ベンチマーク（メソドロジー及びディスクロージャー）
	■ ショートターミズム対策（アクション 10）
	■ “Platform on sustainable finance”（TEG の後継）への参画
② サステナビリティ・ディスクロージャー・レギュレーション	<ul style="list-style-type: none"> ■ 細則（RTS）策定 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約前開示 ✓ ウェブサイト項目 ✓ 定期報告 ✓ サステナブル・ファイナンスに関する情報のプレゼンテーション
③ GRR 2	■ ESG リスクのディスクロージャー（第三の柱）
	■ リスクウェイト調整の是非の検証（第一の柱）
④ CRD 5	<ul style="list-style-type: none"> ■ SREP における ESG リスクの考慮（第二の柱） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「ESG リスク」の定義 ✓ ストレステストのプロセス ✓ ESG リスクの評価 ✓ ESG リスクが融資業務にもたらしうるインパクト

(注)「区分」や「項目」の内容については、下記 (1) から (4) の記述を参照されたい。

(出所) EBA アクションプラン、“Figure 1: Overview of EBA mandates on sustainable finance (dates based on known legal mandates)” より大和総研金融調査部制度調査課作成

(1) EC アクションプラン

2018 年 3 月 8 日、欧州委員会 (European Commission: EC) は、“Action Plan: Financing Sustainable Growth”（以下、「EC アクションプラン」）を公表している。

EBA は、EC アクションプランを契機に設置されている“Technical Expert Group on sustainable finance: TEG”のメンバーとして、「EU タクソノミー」、「グリーンボンド基準」、「気候変動ディスクロージャー・ガイドライン」、及び「気候変動ベンチマーク（メソドロジー及

¹ 本稿で取り扱われている、「サステナブル・ファイナンス」、ESG (Environmental, Social, and Governance)、「EU タクソノミー」といった概念の詳細は、関連する大和総研のレポート群を参照されたい。
(<https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/index.html>)

びディスクロージャー)」の策定についてのアドバイスを行っている。

また、EBA は、EC アクションプランのアクション 10²を受けて、「金融市場における過度のショートターミズム」についての政策提言を公表している³。

さらに、EBA は、TEG の後継となる“Platform on sustainable finance”にも参画する予定である。

(2) サステナビリティ・ディスクロージャー・レギュレーション

2018 年 5 月 24 日、EC は、金融セクターにおけるサステナビリティに関するディスクロージャーのレギュレーション(以下、「サステナビリティ・ディスクロージャー・レギュレーション」)の法案を公表している。

この法案はすでに成立しており、2019 年 12 月 9 日に EU 官報⁴として公表されている⁵。

サステナビリティ・ディスクロージャー・レギュレーションは、銀行の場合、投資運用と投資助言を業とする場合に適用される。

そこで、EBA は、サステナビリティ・ディスクロージャー・レギュレーションの定める、「契約前開示」、「ウェブサイト項目」、「定期報告」、及び「サステナブル・ファイナンスに関する情報のプレゼンテーション」について、その細則(Regulatory Technical Standard: RTS)のドラフトにおいて提案し、EC に提出することとなっている。

(3) CRR 2

EU 版バーゼルⅢの「レギュレーション」⁶にあたる CRR (Capital Requirement Regulation) は、2019 年 6 月 7 日公表の EU 官報により、サステナビリティを踏まえた改訂版(以下、“CRR 2”)にアップデートされている。

CRR 2 は、上場している銀行に対し、「ESG リスク」のディスクロージャーを求めている。

これを受けて、EBA は、「ESG リスク」のディスクロージャー項目について、自己資本比率規制の「第三の柱」(市場規律)に関する細則(Implementing Technical Standard: ITS)のドラフトにおいて提案し、EC に提出することとなっている。

² “Fostering sustainable corporate governance and attenuating short-termism in capital markets”

³ EBA は、2019 年 12 月 18 日に、“EBA REPORT ON UNDUE SHORT-TERM PRESSURE FROM THE FINANCIAL SECTOR ON CORPORATIONS”と題するレポートを公表している。

⁴ “Official Journal of the European Union”をいう。

⁵ サステナビリティ・ディスクロージャー・レギュレーションに関する EU 官報は、2021 年 3 月 10 日から適用される。もっとも、このうち、ESG の“E”と“S”を志向する金融商品や、サステナブル投資を志向する金融商品に係る、定期報告における透明性強化の条項については、2022 年 1 月 1 日より適用される。

⁶ EU 規則の「レギュレーション」は、加盟国の立法を待たずに、そのままの内容で適用される。

また、EBA は、ESG のうち “E” と “S” に関連するエクスポージャーについて、自己資本比率規制の「第一の柱」（最低所要自己資本比率）において、リスクウェイトを調整することの是非を検証することとなっている⁷。

(4) CRD 5

EU 版バーゼルⅢの「指令(ディレクティブ)」⁸にあたる CRD (Capital Requirement Directive) は、2019 年 6 月 7 日公表の EU 官報により、ESG リスクを踏まえた改訂版（以下、“CRD 5”）にアップデートされている。

CRD 5 は、EBA に対し、自己資本比率規制の「第二の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）にあたる SREP (Supervisory Review and Evaluation Process) において、ESG リスクを考慮することを求めている。

これを受けて、EBA は、「『ESG リスク』の定義」、「ストレステストのプロセス」、「ESG リスクの評価」、及び「ESG リスクが融資業務にもたらしうるインパクト」を検討することとなっている。

3. EBA マンデート：タイムライン

ここでは、EBA マンデートのタイムラインを概観する（図表 2 参照）。

図表 2 EBA マンデートのタイムライン

項目 (注1)	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年 - 2024 年	2025 年
① ショートターミズム対策 レポート (EC アクションプラン)	済 (注2)	—	—	—	—
② RTS ドラフト (サステナビリティ・ディスクロージャー・レギュレーション)	—	コンサルテーション・ペーパー	ファイナル・ドラフト	—	—
③ 「ESG リスク」ディスクロージャー (第三の柱) ITS ドラフト (CRR 2)	—	コンサルテーション・ペーパー	ファイナル・ドラフト	—	—
③ リスクウェイト調整の是非 (第一の柱) レポート (CRR 2)	—	—	—	ディスカッション・ペーパー	ファイナル・レポート (期限: 6 月 28 日)
④ SREP における ESG 考慮 (第二の柱) レポート (CRD 5)	—	ディスカッション・ペーパー (Q2 - Q3)	ファイナル・レポート (期限: 6 月 28 日)	ガイドライン (未定)	—

(注1) 「項目」の番号 (①から④) は、図表 1 (p. 2) における「区分」のそれに対応している。

(注2) “EBA REPORT ON UNDUE SHORT-TERM PRESSURE FROM THE FINANCIAL SECTOR ON CORPORATIONS” (2019 年 12 月 18 日)

(出所) EBA アクションプラン、“Figure 2: Milestones for EBA regulatory mandates on sustainable finance” より大和総研金融調査部制度調査課作成

⁷ 具体的には、EBA は、「実効的なリスクの測定方法」、「“physical risk” と “transition risk” を検証するための基準開発」、及び「リスクウェイト調整をした場合の潜在的な影響度」の三点を検証することとなっている。

⁸ EU 規則の「指令 (ディレクティブ)」は、そのままの内容では適用されず、加盟国の立法による「落とし込み」を要する。

「適用開始時期」として明らかになっているのは、CRR 2 が定める「ESG リスク」ディスクロージャー（第三の柱）であり、「2022年6月28日」となっている。

なお、同じく CRR 2 の定めであり、欧州の銀行がもっとも懸念しているであろう、リスクウェイト調整の是非（第一の柱）であるが、その複雑さや影響度の大きさから、EBA は、タイムラインを最も先である「2025年」に設定している。

そのため、EBA は、この項目の検討にあたっては、その時点までには運用が開始されているであろう、EU タクソノミーを参考にすることが可能になると見込んでいる。

4. 政策メッセージ

ここでは、EBA マンデートに基づく政策メッセージを概観する。

EBA は、その政策メッセージとして、以下の (1) から (3) で示す 3 つの項目について、それぞれ銀行に対して期待 (expectation) することを示している。

(1) 事業戦略とリスクマネジメント

EBA は、銀行に対し、ESG への考慮や ESG リスクを、その事業戦略とリスクマネジメント（事業計画、内部監査、及び意思決定プロセスを含む）に組み込むことを期待している。

その一例として、バランスシートにおける「グリーンな」資産の割合を示す、“Green Asset Ratio: GAR” の測定を挙げている。

これは、EBA マンデートのうち、CRD 5（第二の柱）に基づくものといえる⁹。

(2) ディスクロージャー

EBA は、銀行に対し、既存の “Non-Financial Reporting Directive: NFRD”¹⁰ に基づくディスクロージャーの継続を期待している。

併せて、EC が 2019 年 6 月 18 日に公表している、気候変動情報に関するガイドライン¹¹ が提示している、「GAR」、「気候変動リスクの緩和に資するセクターに関連するエクスポージャーの担保のボリューム」、及び「保有するグリーンボンドの総額」といった指標の開示にも期待している。

⁹ 図表 1 (p. 2) ・図表 2 (p. 4) の「④」参照。

¹⁰ “Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups” をいう。

¹¹ “Communication from the Commission – Guidelines on non-financial reporting: Supplement on reporting climate-related information” をいう。

これは、EBA マンデートのうち、CRR 2（第三の柱）に基づくものといえる¹²。

(3) シナリオ分析とストレステスト

EBA は、ESG リスクがもたらしうるインパクトを測定すべく、ストレステストやシナリオ分析といった、質的・量的な基準を開発することとなっている。

そこで、EBA は、銀行に対し、こうした基準を踏まえ、気候変動リスクを踏まえたシナリオ分析を実施することを期待している。

併せて、2020 年第 2 四半期の実施を予定している、気候変動リスク（とりわけ“transition risk”）に対する耐性チェックを目的としたストレステスト（任意参加）への参加にも期待している。

これは、EBA マンデートのうち、CRD 5（第二の柱）に基づくものといえる¹³。

5. おわりに

EBA アクションプランは、そのタイムラインや政策メッセージを明確にしたことにより、欧州の銀行がそのビジネスモデルをより「グリーンな」方向にシフトさせるというトレンドを促進する可能性がある。

なお、EBA マンデートには、欧州の銀行がもっとも懸念しているであろう、リスクウェイト調整の是非の検証（第一の柱）が含まれている。

この点について、欧州の銀行業界としては、今後予定されている EU タクソノミーの運用をみて、その内容を予測することとなるだろう。

こうした一連のサステナブル・ファイナンス規制の動向は、EU 域内に拠点のある日本の大手行や、欧州の銀行からの出資や貸付・保証を受けている日本の企業が、直接・間接の影響を受けうるものといえる。日本の銀行業界全体も、バーゼル合意への反映の動きが出てこないかに関して、注視する必要がある。

以上

¹² 図表 1 (p. 2) ・図表 2 (p. 4) の「③」参照。

¹³ 脚注 9 参照。